

公益財団法人船井奨学会資産運用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人船井奨学会の保有する資産の運用・管理に関する方針並びに手続について定めることを目的とする。

(資産の定義)

第2条 この規程における資産とは、基本財産・特定資産のうちの金融財産をいう。

(資産の管理および運用の基本方針)

第3条 資産は、本会の目的を達成するため適正な維持管理に努めるとともに、最善と考えられる方法により運用するものとする。安全、確実な方法を取りつつ、その時々の経済・金融情勢にかんがみ、相応の運用益の得られる可能性のある方法で管理運用し、公益事業の安定的・永続的な遂行に資する運用を行う。

(資産運用責任者・資産運用委員会)

第4条 理事長は資産運用責任者を任命し、財産の運用・管理に当たらせるものとする。

2 資産の運用方針は、資産運用責任者・常務理事・理事長の指名する者から構成される資産運用委員会で決定する。資産運用責任者はその決定に従い運用するものとする。

3 理事長は、資産運用委員会に隨時報告をもとめ、場合により必要な指示を同委員会に對して行うものとする。

(資産運用の対象)

第5条 運用対象は、次のとおりとする。

- (1) 郵便貯金
- (2) 金融機関等への円建・外国通貨建預金
- (3) 元本保証の金銭信託
- (4) 国内債券（日本国国債・社債）
- (5) 外債（国債・社債）（ただし仕組債は除く）
- (6) 投資信託（MR F・MM F・公社債投信・不動産投信）

2 新たに取得する債券については、原則として格付基準を採用し、投資適格を充足するものとする。購入後、格下げにより投資適格から外れた場合は速やかに理事長へ報告の上、対応を協議するものとする。

3 前2項にかかわらず、理事会がこの規程第3条の原則に適合すると判断し、承認した場合、前2項に掲げる資金運用対象以外のものに運用することができる。

(資産運用状況報告)

第 6 条 資金の運用状況を毎事業決算時に理事会・評議員会に報告するものとする。
2 理事会・評議員会は必要と認めた場合、資産運用の経過及び結果について報告を受けることができる。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 3 月 18 日に制定し、同日から施行する。

(平成 29 年 3 月 18 日理事会議決)